

出雲市駅通り地区計画の概要

1. 地区計画の方針

名	称	出雲市駅通り地区計画
位	置	島根県出雲市今市町地内
面	積	約1.7ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR出雲市駅北口の正面に位置する本市の玄関口であり、都市計画道路出雲市駅前矢尾線の拡幅によるゆとりある歩道の創出、土地区画整理事業による街区の再編が行われている。</p> <p>本計画はこれらの事業による沿道建築物の建替等を適切に誘導するとともに、必要な地区施設を整備することにより、活力と潤いにあふれた中心市街地の形成を図るものである。</p>
	土地利用の方針	<p>本市の玄関口にふさわしい適切な土地利用を図るものとし、商業、業務、文化、福祉、駐車施設等の複合機能を備えたにぎわいのある中心市街地の形成を誘導する。</p>
	地区施設の整備方針	<p>歩行者の快適な通行を確保するため、都市計画道路出雲市駅前矢尾線の歩道と一体的に整備する公開空地、歩行者専用道路を整備する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>良好な都市景観の形成に配慮した建築物の整備を行うため、建築物の用途、形態及び意匠を地区整備計画により規制誘導する。</p>

2. 地区整備計画

地区施設の配置及び規模	<p>歩行者専用道路 幅員2m、延長60m。</p> <p>公開空地 約500㎡。</p>	
建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	<p>敷地が出雲市駅前矢尾線に接する建築物の1階のうち、道路に面する部分の用途は、店舗、事務所、旅館、文化福祉施設その他これらに類するものとする。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(色彩の制限)</p> <p>敷地が出雲市駅前矢尾線に接する建築物の外壁の色彩は、原色を避け、原則として白または茶色などを基調とした、落ちつきのある色調とする。</p> <p>(工作物の制限)</p> <p>工作物は景観に配慮し、出雲市駅前矢尾線に面する屋外自動販売機の設置は禁止する。</p> <p>(かき・柵の制限)</p> <p>出雲市駅前矢尾線に面してかき・柵を設置する場合は、安全、美観を考慮したものとし、コンクリートブロック造のへの設置は禁止する。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

